# ご旅行条件書

本旅行条件書は、当社とお客様とで締結される手配旅行契約となります。

#### 1. 手配旅行契約

- (1)グローバルネット・ニュージーランド(ニュージーランド法人登録番号:1228734 以下「当社」といいます)と、お客様とは手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行契約の条件は、本旅行条件書(以下「当社約款」といいます)によります。

## 2. 旅行のお申し込みと契約成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、当社の提示する旅行申込金を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、全ての旅行手配が終了した後にお支払いください。
- (2)旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込金を受諾したときに成立します。
- (3)上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
- <1>お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAX 及び電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります)
- <2>旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります)
- <3>当社は手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部または一部を旅行業者、手配を業をして行う者その他の補助者に代行させることがあります。
- (4)電子メールを利用してお申込みの場合は、(1)(2)(3)の規定にかかわらず、お客様が弊社指定のご旅行お申込書を送付した時に、弊社との旅行契約が成立します。

## 3. お申し込み条件

慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

### 4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の資料(必要であれば)を電子メールにて送信致します。送付資料にはご日程表・ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

## 5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1)旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます)は、第2項旅行のお申し込みと契約成立時期に記載した日までにお支払いください。
- (2)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

#### 6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。当社はお客様ご 自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

#### 7. 旅行契約内容の変更

- (1)お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
  - <1>変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料
  - <2>当社所定の変更手続料金

#### 8. 旅行契約の解除

- (1)お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。 契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
- <1>お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、 違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
  - <2>当社所定の取消手続料金
  - <3>当社が得るはずであった取扱料金
- (2)当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
- このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
- <1>お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、 違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
  - <2>当社所定の取消手続料金
  - <3>当社が得るはずであった取扱料金

## 9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1)当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- (4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。(5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- (6)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 10. 当社の責任

- (1)当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。 また全ての責任は、ニュージーランドの法令に基づきます。
- (2)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下手配代行者といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害をニュージーランドの法令により賠償いたします。
- (3)手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、ニュージーランドの法令により賠償いたします。

## 11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 12. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入下さい。当社はニュージーランド現地法人の為、お客様が不慮の事故に会われた場合、ニュージーランドの法令により賠償いたします。

#### 13. 個人情報の取扱

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、ご購入いただいたご旅行の手配に必要な企業との間で共同して利用させていただきます。当該企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

## 14. 弁済業務保証金

当社は、ニュージーランド法人の為、全ての弁済業務はニュージーランドの法令に基づきます。